

産後ケア事業について

母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
○各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

- 実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準
（人員、設備、運営等に係る基準）

対象者 ※

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
- ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携
- を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日

※対象の除外となる者

- ① 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している者
② 母親に入院加療の必要がある者
③ 心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない。）

産後ケア事業

- 市町村の**母子保健事業のひとつ**
- 実施主体：**市町村**（ただし、産後ケア事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に産後ケア事業の全部又は一部を委託可能。**市町村が医療機関等に委託して実施していることが多い**）
- 対象時期：産後ケア事業に関する市町村の努力義務の時期について「**出産後1年以内**」（母子保健法第17条の2）
- 事業概要
 - 事業内容：母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房のケアを含む）、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行う
 - 実施担当者：助産師、保健師又は看護師のいずれか常に1名以上
 - 実施方法・実施場所

①短期入所型（宿泊型）：病院、診療所、助産所のほか適当な施設

利用者個人を対象とした相談やケア等の個別支援の実施に加え、仲間づくりを目的とした利用者同士の交流等を組み合わせて実施することも可能

※分娩施設での延長入院（産褥入院）とは**区別する**

医療との区別が必要

②通所型（個別・集団）：病院、診療所、助産所、こども家庭センター、保健センター等
日中、個別又は集団（複数の利用者）に対して、保健指導、育児指導等を行う

③訪問型：利用者の居宅を訪問して保健指導、ケアを行う。保健指導又はケアを行うに当たっては、母子の状況を踏まえ十分な時間を確保することが望ましい。

出典：産前・産後サポート事業及び産後ケア事業ガイドライン（R6年10月改訂）

産後ケア事業を「誰でも受けやすく」する施策の推進

高知県子育て支援課

【産後ケア事業】**出産後1年を経過しない母子**に対して、助産師等が心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うもの。（法定事業：母子保健法上の市町村の実施努力義務）

●**実施主体：市町村**

現状

【利用者の状況】 ■ 出生数 3,380人（R5）

	R2	R3	R4	R5 (暫定値)
産後ケア利用者数	285	392	553	728
利用率	7.0%	9.6%	14.9%	21.5%

【事業実施市町村数】

	R3	R4	R5	R6
訪問型	34	34	34 ※	33
通所型	4	8	12	12
宿泊型	8	12	16	16

※～R5年度までは、産後ケア事業ではなく、産前・サポート事業として実施していたものを訪問型で計上していたため、R6年度は除外。ただし、訪問型以外で産後ケア事業を実施していることから、全市町村実施、という点においては変更なし。

【産後ケア事業の委託先】

〈訪問型〉高知県助産師会、個人助産師に委託

〈通所型・宿泊型〉医療機関、助産所等に委託

■ 受託施設数：10カ所

R6年11月末時点



（受託施設の内訳）
高知市内：8カ所（医療機関、助産所等）
—南国市内：1カ所（医療機関）
安芸市内：1カ所（医療機関）
土佐清水市内：1カ所（医療機関）

R6.3月末時点

高知市内

- はぐあす
- 高須どい産婦人科
- 浅井産婦人科内科
- 内田産婦人科
- アニタ助産院
- 小梅助産院
- 助産院はぐはぐ
- このは助産院

南国市内

- JA高知病院

安芸市内

- あき総合病院

土佐清水市内

- 渭南病院

R6年度国費申請（R6.7）

高知市内

- はぐあす
- 高須どい産婦人科
- 浅井産婦人科内科
- 内田産婦人科
- アニタ助産院
- 小梅助産院
- 助産院はぐはぐ
- このは助産院
- ・高知赤十字病院【追加】

南国市内

- JA高知病院【9月休止】

安芸市内

- あき総合病院

土佐清水市内

- 渭南病院

※通所型については、委託せず直営で実施している市町村もあり